

# 令和5年度集団指導

令和5年12月

やすらぎ対策課 指導係

# 目 次

第1 令和6年4月以降の義務化内容について-----	1
1-1 認知症基礎研修の受講の義務付け.....	1
1-2 業務継続計画の策定.....	1
1-3 感染症の予防及びまん延防止のための措置.....	2
1-4 高齢者虐待防止のための取り組み.....	2
第2 各推進員の配置について-----	4
2-1 根拠法令等.....	4
2-2 人権擁護推進員.....	5
2-3 災害対策推進員.....	5
2-4 衛生管理推進員.....	6
※まとめ -----	6

# 第1 令和6年4月以降の義務化内容について

## 1-1 認知症基礎研修の受講の義務付け

介護に関わる全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務化されます。

※ただし、下記の有資格者又は研修修了者は対象外です。

(受講対象外となる従業者)

看護師、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等、実務者経験修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修第一級課程・二級課程修了者

受講申込方法等の詳細については、認知症介護基礎研修 eラーニング用ホームページ及び受講者用マニュアルを参照してください。

(ホームページ <https://kiso-elearning.jp/>)

(マニュアル [https://dcnet.marutto.biz/e-learning/pdf/user\\_manual.pdf](https://dcnet.marutto.biz/e-learning/pdf/user_manual.pdf))

## 1-2 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、以下の項目について実施する必要があります。

- ① 業務継続計画（以下「BCP」といいます。）の策定及び当該計画に従い必要な措置を講じる。
- ② BCP について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上、及び新規採用時）実施する。
- ③ 定期的に BCP の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

※田辺市ホームページ

(やすらぎ対策課指導係 <https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>) にウェブサイトのリンクを掲載しています。

### 1-3 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上、及び新規採用時)実施する。

### 1-4 高齢者虐待防止のための取り組み

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

1	虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。
2	虐待の防止のため、指針を整備しているか。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</li><li>・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</li><li>・ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</li><li>・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</li><li>・ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</li><li>・ 成年後見制度の利用支援に関する事項</li><li>・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</li><li>・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</li><li>・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</li></ul>
3	従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上、及び新規採用時)に実施しているか。
4	上記の1～3の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。

## ◇令和6年4月以降の義務化内容について

### <参考>

令和6年4月以降の義務化内容について、下記の厚生労働省の通知をご確認ください。

○介護保険最新情報 Vol. 1174 (令和5年10月4日)

「令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について(依頼)」

※田辺市ホームページ

(やすらぎ対策課指導係 <https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>) に介護保険最新情報(ワムネット)のリンクを掲載しています。

## 第2 各推進員の配置について

### 2-1 根拠法令等

#### ◆人権擁護推進員・災害対策推進員・衛生管理推進員の設置について

<対象サービス>

- 地域密着型サービス
- 通所介護従前相当サービス

<根拠法令等>

- ・「田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例施行規則」（平成25年3月29日規則第14号）
- ・「田辺市介護予防・日常生活支援総合事業における従前相当サービスの人員等に関する基準を定める要綱」

#### ◆人権擁護推進員・衛生管理推進員の設置について

<対象サービス>

- 居宅介護支援
- 介護予防支援
- 訪問介護従前相当サービス

<根拠法令等>

- ・「田辺市指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則」（令和3年3月30日規則第13号）
- ・「田辺市指定介護予防支援等の基準等を定める条例施行規則」（令和3年3月30日規則第15号）
- ・「田辺市介護予防・日常生活支援総合事業における従前相当サービスの人員等に関する基準を定める要綱」

<根拠法令等 掲載先>

※田辺市ホームページ

（やすらぎ対策課指導係 <https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>）

## 2-2 人権擁護推進員

- (1) 人権擁護推進員は、職員である者のうちから施設長又は管理者が任命する。
- (2) 人権擁護推進員は、他の業務と兼務することができる。
- (3) 人権擁護推進員は、施設長等及びその他職員と協力して、次の各号に掲げる業務に取り組むものとする。

- ① 施設等職員に対して人権擁護に関する研修計画を作成し、計画に基づき研修を実施します。
- ② 施設などの現場における人権に対する正しい理解について、職員に対して適切な指導及び相談支援を行います。
- ③ 高齢者に対する虐待が起きないように人権擁護推進員が中心となって他の職員に適切な指導を行います。

## 2-3 災害対策推進員

- (1) 災害対策推進員は、職員である者のうちから施設長又は管理者が任命する。
- (2) 災害対策推進員は、他の業務と兼務することができる。
- (3) 災害対策推進員は、施設長等及びその他職員と協力して、次の各号に掲げる業務に取り組むものとする。

- ① 非常災害対策に関する知識の取得、非常災害時の関係機関への通報や連携体制の整備を行い、職員に対する周知徹底を行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画（防災計画）の策定。
- ③ 防災計画に基づく、避難、救出その他必要な訓練の計画及び訓練の実施。
- ④ 前号の訓練の結果等を踏まえた防災計画の点検や必要に応じて計画の見直しを行います。
- ⑤ 災害発生時に必要な備品や備蓄等の点検・確保を行います。

## 2-4 衛生管理推進員

- (1) 衛生管理推進員は、職員である者のうちから施設長又は管理者が任命する。
- (2) 衛生管理推進員は、他の業務と兼務することができる。
- (3) 衛生管理推進員は、施設長等及びその他職員と協力して、次の各号に掲げる業務に取り組むものとする。

- ① 施設において使用する設備等の衛生的な管理、衛生上必要な措置や医療品・医療機器の適正な管理を行います。
- ② 感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備を行い、職員に対する周知徹底を行います。
- ③ 施設内の衛生管理や感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施します。

## まとめ

- ◆令和6年4月以降の義務化内容について 令和3年度介護報酬改定において、経過措置となっていた改定事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）で経過措置が終了する予定となっています。当該経過措置の終了まで約4ヶ月となっていますので、改めて改定事項について確認いただき、対応をお願いします。
- ◆基準を定める条例等にて 人権擁護推進員・災害対策推進員・衛生管理推進員の設置が義務付けられていますので、設置できていない場合は早急に設置ください。